

第1章 適正配置基本方針の策定

1. 適正配置の必要性

練馬区では、これまで、人口増に合わせて、区立小・中学校および区立幼稚園を整備してきました。その結果、現在、小学校69校、中学校34校、幼稚園5園を設置・運営しています。

しかしながら、区の総人口が増加しているなか、区立小・中学校の児童生徒数は少子化の影響により、現在、ピーク時の約6割まで減少しています。また、児童生徒数が増加している地域と減少している地域があり、この影響から、学校間の児童生徒数の格差が広がりつつあります。

現在の小・中学校の校舎は、昭和30年代から鉄筋コンクリート造として建設を開始したため、築40年を経過したものが増えており、全体として老朽化が進んでいることから、耐震対応や改築が課題となっています。さらに、今日、学校教育において、豊かな心の育成と確かな学力の向上のためのより一層の取り組みや、特別支援教育など新たなニーズへの対応が求められています。

区の財政状況が厳しさを増す中、これらの課題に対応していくためには、現在の小・中学校の数を維持していくことは難しく、児童生徒数の動向や校舎の改築時期などを踏まえ、学校の適正配置を進める必要があります。

また、区立幼稚園は、5園のうち4園を光が丘地区に設置していますが、光が丘地区の幼児人口が設置当初に比べて大幅に減少していることから、幼稚園についても、適正配置を進める必要があります。

2. 適正配置基本方針の策定

教育委員会では、現在、新行政改革プラン（平成15年12月策定）に基づき、練馬区の学校教育の充実と教育環境の整備を図るため、区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置について検討しています。

平成15年12月に「区立学校の適正規模検討委員会」を設置し、平成16年3月、小・中学校の適正規模について決めました。その後、適正配置の基本方針と具体的な進め方について検討するため、同年9月に「区立小・中学校および幼稚園の適正配置検討委員会」を設置しました。同年12月、検討委員会から提出された基本方針に関する答申を踏まえ、平成17年2月に「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（案）」をまとめ、約1か月間、区民意見反映（パブリックコメント）制度により、区民から意見を募集しました。同年4月、教育委員会では、区民からいただいた意見・要望等を踏まえ、適正配置の指針となる「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」を策定しました。

第2章 区立小・中学校

1. 小・中学校を取り巻く状況

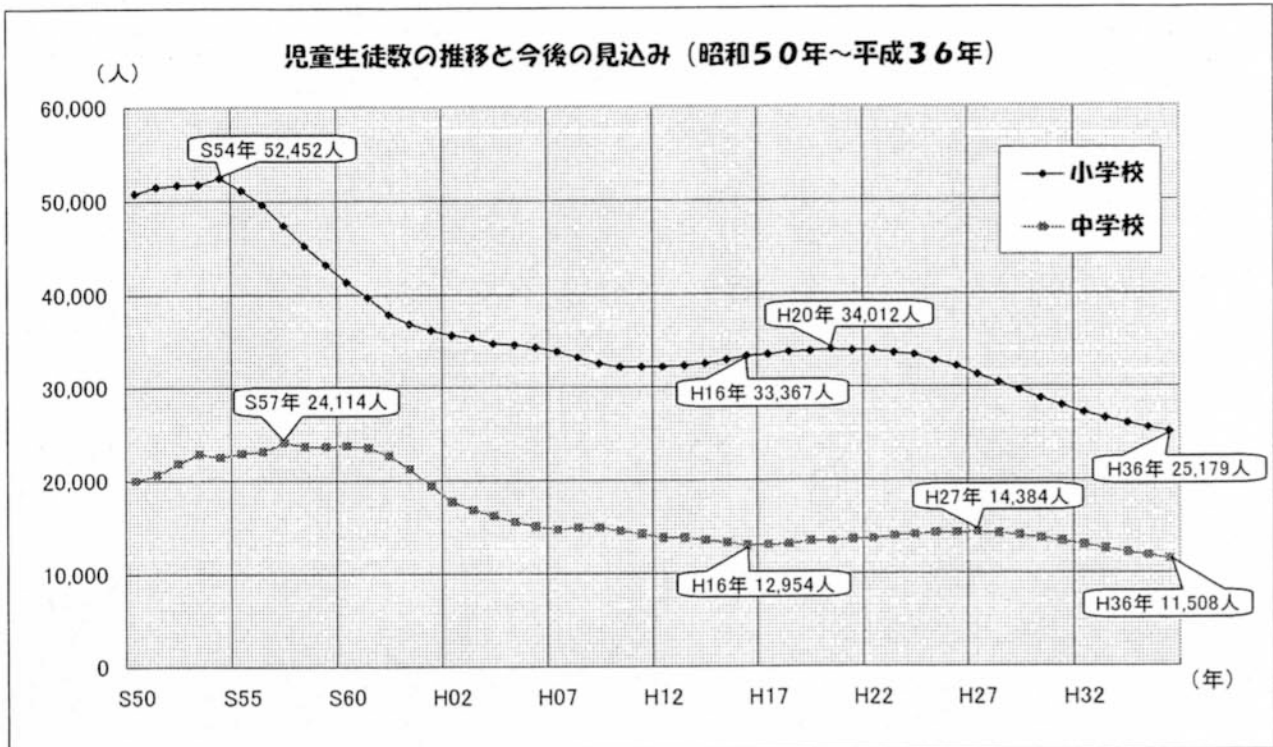
(1) 児童生徒数の減少と今後の見込み

区立小学校の児童数は、昭和54年の52,452人をピークに減少傾向に転じ、平成16年は33,367人とピーク時の63.6%となっています。今後、平成20年までは微増しますが、

平成 21 年からは減少傾向に転じ、平成 36 年には 25,179 人とピーク時の 48.0%に推移する見込みです。

また、区立中学校の生徒数は、昭和 57 年の 24,114 人をピークに減少傾向に転じ、平成 16 年は 12,954 人とピーク時の 53.7%となっています。今後、平成 27 年までは微増傾向が続きますが、その後は減少し、平成 36 年には 11,508 人とピーク時の 47.7%に推移する見込みです。

なお、学校数は、小学校が平成 2 年に 69 校、中学校が昭和 63 年に 34 校になってから、そのままの数を維持し続けています。



※ 昭和50年～平成16年は各年5月1日現在の実数
 ※ 平成17～21年は東京都教育人口推計による推計値
 ※ 平成22～36年は、練馬区が算出した推計値

(2) 学校規模の格差

区内では、ここ数年、戸建住宅やマンション建設の増加により、児童生徒数が増えている地域がある一方、光が丘地区のように減っている地域もあります。また、児童生徒や保護者の意向に配慮した通学区域制度の弾力的運用（就学指定校の変更）の影響もあり、学校間の児童生徒数の格差が広がりつつあります。平成 16 年度では最大、小学校で 6.4 倍、中学校で 4.4 倍の児童生徒数の格差が生じています。

区 分	児童生徒数			学 級 数		
	最小校	最大校	格 差	最小校	最大校	格 差
小 学 校	144人	926人	6.4倍	6学級	26学級	4.3倍
中 学 校	165人	721人	4.4倍	6学級	19学級	3.2倍

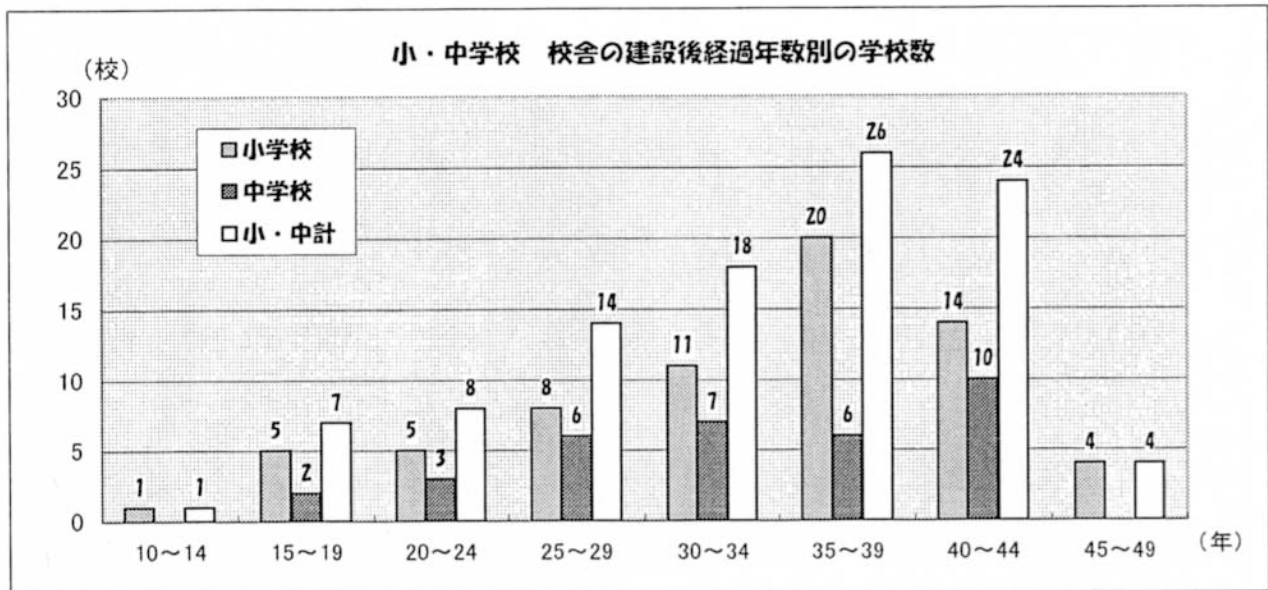
(平成16年5月1日現在)

(3) 校舎の老朽化

区では、昭和 30 年代の中ごろから、児童生徒の急増対策のため、学校の新設や校舎の増築

を行うとともに、木造校舎の鉄筋コンクリート化を進めてきました。学校の校舎は、複数回にわたって増築しているため、最も古い建築部分を基準とすると、現在、小・中学校（103校）のうち、建築後30年以上経過している学校は72校（全体の約70%）、そのうち40年以上経過している学校が28校（全体の約27%）もあり、全体として校舎の老朽化が進んでいます。このため、近い将来、校舎の改築が集中することになりますが、現行の国庫補助の基準では、50年を経過した建築部分のみが対象となることや、同時に何校もの改築は財政的に難しいことから、大規模改修工事などにより、校舎の寿命を延ばすなどの工夫が必要です。

また、学校は児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、大規模災害時の避難拠点としての役割を果たすため、耐震性能の向上を図ることも重要な課題です。



※ 経過年数の基準日は、平成16年4月1日

計 102校(改築済の光和小を除く)

2. これからの学校づくり

(1) 豊かな心の育成と確かな学力の向上

学校は、集団生活を通して児童生徒の豊かな人間性や社会性を育て、学力や体力の向上を図る場です。児童生徒は、学級や同学年、異なる学年との交流、クラブ活動や部活動等、様々な機会を通じて、教員との信頼関係や児童生徒同士の交友関係を築き、他人を思いやる心や感動する心をはぐくんでいます。また、学習面においては、児童生徒一人ひとりの学習の習熟度や興味・関心に応じたきめ細かな指導を行うため、教員を加配し、少人数学習集団による指導（以下、少人数指導という）を80校（16年度）で実施しています。今後、さらに、児童生徒の確かな学力の向上を図るため、少人数指導や選択教科の拡大、TT（チームティーチング ※）の活用を進めるなど、授業の工夫・改善を図り、個に応じた指導の一層の充実に努めます。

※ 一斉指導に加えて、適宜、個別指導、グループ指導等を導入し、複数の教員が分担・協力して指導する方法

(2) 特色ある学校づくり

従来、各学校は、地域の特色や人材を生かしながら、特色ある学校づくりに取り組んでいます。さらに、平成17年度からは、より一層の特色ある学校づくりと学校の活性化を図るため、区立中学校の学校選択制度を実施します。今後も、各学校が児童生徒の興味・関心や保護者の

要望等を踏まえ、創意工夫を十分に生かした特色ある教育活動を展開していきます。

(3) 学校施設の整備・充実

総合的な学習の時間での活動や少人数指導など、教育内容や教育方法の多様化に柔軟に対応するため、学校施設にゆとりのあるスペースを確保します。また、屋上・校庭の緑化や環境マネジメントシステムの国際規格(ISO14001)に基づく環境への負担軽減などの取り組みを進め、児童生徒が自然に親しんだり、環境について考えたりすることのできるエコスクールを推進します。さらに、施設のバリアフリー化や耐震補強工事などを行います。今後、児童生徒に、より安全で快適な教育環境を提供し、時代に応じた様々な課題に対応できるよう、学校施設の改修・改築を計画的に進めていきます。

(4) 地域に開かれた学校づくり

従来、各学校は、生涯学習の場や大規模災害時の避難拠点などとして、地域社会と密接な関係を築いてきました。近年では、地域や保護者の協力により、総合的な学習の時間における「体験学習」、学校応援団による「児童放課後等居場所づくり事業」、来校者への声かけを行う「学校安全安心ボランティア事業」などを実施しています。子どもたちは、地域の様々な行事への参加を通して、社会性をはぐくんでいます。また、地域も学校を核として、地域社会を形成してきました。これからも、学校・家庭・地域の連携を図り、今後、適正な配置を行う区立小・中学校が地域コミュニティの核となるよう、開かれた学校づくりを進めていきます。

3. 適正規模

(1) 練馬区における適正規模

教育委員会では、平成15年12月に「区立学校の適正規模検討委員会」を設置し、適正規模について検討を重ねた結果、平成16年3月、区立小・中学校の適正規模を以下のとおりに決めました。

小学校 1校あたり 12～18学級
(ただし、学級規模状況を勘案し、19～24学級までは許容範囲)
中学校 1校あたり 11～18学級

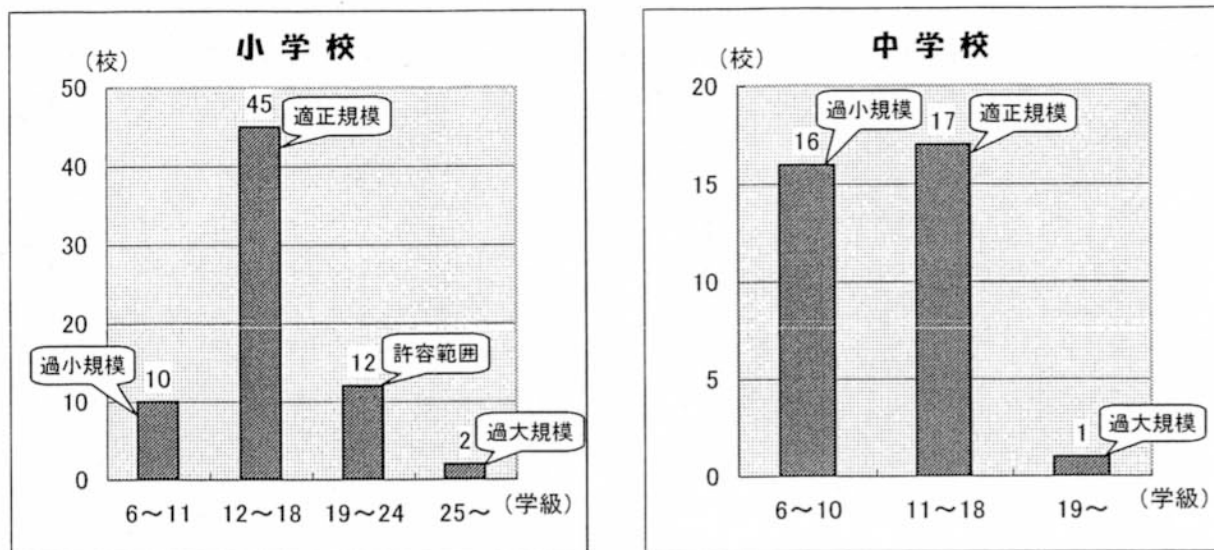
※ 国では、学級数の標準規模を、学校教育法施行規則により、小・中学校とも「12学級以上18学級以下」としています。

学校において、行事や集団活動が活発に行われ、児童生徒が様々な人とのかかわりの中で、豊かな人間性、社会性、創造性を身につけるためには、一定程度の人数や学級数が必要であると考えます。また、児童生徒の興味・関心や地域の特色に合った多様な学習活動の実施および学校運営面の充実を図るためには、一定程度の教員数が必要であり、教員は学級数に応じて配置されることから、一定程度の学級数が必要となります。一方、教室の不足などが生じないようにするためには、一定程度の学級数に抑える必要もあります。

適正規模を確保することにより、児童生徒は、良好な教育環境の中で、学び、成長することができます。

(2) 学級規模の状況

適正規模を下回る学校（小学校 11 学級以下、中学校 10 学級以下）を「過小規模校」、適正規模を上回る学校（小学校 25 学級以上、中学校 19 学級以上）を「過大規模校」とすると、平成 16 年度における小・中学校の学級規模の状況は以下のとおりです。



(3) 過小規模校と過大規模校の主な課題

過小規模校では、集団生活の良さが生かされにくく、学年や学校全体の活気が低下する傾向があります。特に、単学級（1 学年あたり 1 学級）ではクラス替えができないため、交友関係が固定化しやすく、多様なものの見方・考え方にふれる機会が少なくなります。また、中学校は教科担任制ですが、過小規模校の場合、教員が少ないために、多様な選択教科のコース、部活動等が制限され、生徒のニーズや興味・関心に十分こたえられない傾向があります。

過大規模校では、教室、体育館、校庭などの施設面に余裕がなく、教室数の不足により仮設校舎での学習を余儀なくされる場合や、少人数指導や部活動のスペース、社会科見学や移動教室時の見学場所が制限される場合があります。

4. 適正配置

学校教育の充実を図り、児童生徒に良好な教育環境を提供するため、適正規模の小・中学校を地域に適正に配置します。適正配置は、児童生徒数の動向を踏まえ、過小規模校および過大規模校について、以下の考え方で進めます。

過小規模校 ⇒ 通学区域の変更や学校の統合により、適正規模の確保に努めます。

なお、原則として小規模化の著しい学校から適正配置を進めます。

過大規模校 ⇒ 通学区域の変更により、適正規模の確保に努めます。

※ 早急な対応が必要な過大規模校 3 校（開進第一小、大泉東小、関町北小）については、緊急対応として、平成 16 年度に通学区域の変更を行いました。平成 17 年度から、新しい通学区域を適用します。

(1) 通学区域の変更

通学区域の変更にあたっては、隣接校の児童生徒数、通学距離、通学路の安全面、学校と地域との関係などに配慮します。

(2) 学校の統合

統合の趣旨・実施方法等については、対象校の保護者や地域に対し、十分説明します。また、学校が地域コミュニティの核として機能してきたことに十分留意し、統合後の学校が新たなコミュニティの核となるように努めます。

ア. 新校の設置

原則として、統合の対象校をいずれも廃止し、新しい名称の新校として設置します。統合は、学校の規模（校地面積、校舎面積、児童生徒数）および創立時からの経過年数にかかわらず、対等な関係の統合とします。また、統合の組み合わせ、学校の位置、学校施設の状況などから、適正規模を維持している学校も、統合の対象となる場合があります。

イ. 統合の時期

教室数等の状況により、現在の校舎での統合が可能な場合は、一定の準備期間を設けたうえで実施します。また、教室数の不足などの理由から、現在の校舎での統合が不可能な場合は、改築計画の時期に合わせて行います。ただし、改築計画の時期に満たなくても、適正規模の範囲内での増築が可能な場合は、統合を検討します。

ウ. 設置場所

新校の設置場所は、統合対象校のいずれかの校地と既存の校舎を活用します。また、統合に伴って改修が必要な場合は改修工事を行います。ただし、改築計画と統合の時期が重なった場合は、いずれかの校舎を改築します。また、設置場所は、校地面積、建築年度や耐震評価基準、施設内容や教室数、周辺環境、隣接校との位置関係などを勘案し決定します。

エ. 心身障害学級

統合対象校のいずれかに心身障害学級（通級学級を含む）が設置されている場合は、新校に心身障害学級を設置します。ただし、地域的なバランスや教室数等の状況により、近隣の学校に移設する場合があります。なお、練馬区における特別支援教育のあり方については、国・東京都の動向を踏まえ、今後、検討を進めていきます。

オ. 通学区域と通学距離

新校の通学区域は、原則として、統合対象校の通学区域を合わせた区域としますが、児童生徒の通学距離に配慮し、統合の対象とならない隣接校を含めて通学区域の変更を検討します。また、2～3校の小学校から中学校1校に進学できる通学区域となるよう努めます。

新校までの通学距離については、児童生徒の過大な負担にならないよう、小学校 1,000m、中学校 1,500mを目安とします。なお、踏切や危険箇所の横断等については十分配慮し、通学路の安全確保に努めます。

カ. 交流事業の実施

統合の実施前において、統合対象校の交流事業などを積極的に支援するとともに、各校で進められている特色ある教育や新校の教員配置、クラス編成などに配慮します。また、統合に伴う児童生徒の不安や動揺をできる限り軽減するため、心のふれあい相談員およびスクールカウンセラーの活用を図ります。

キ. 協議会の設置

校名・標準服などの選定、交流事業の実施、対象校の歴史や伝統の保存については、統合のための協議会を設置し、その中で関係者の意見を聞きながら進めます。

ク. 生み出された財源や施設の活用

統合により生み出された財源は、可能な限り、学校教育の充実および教育環境の整備を図る経費として活用していきます。また、廃止となる学校の建物や敷地は地域の貴重な財産です。その活用については、教育委員会だけではなく、区全体の重要な問題でもあるため、現在の利用状況および保護者や地域の意見を踏まえて検討します。

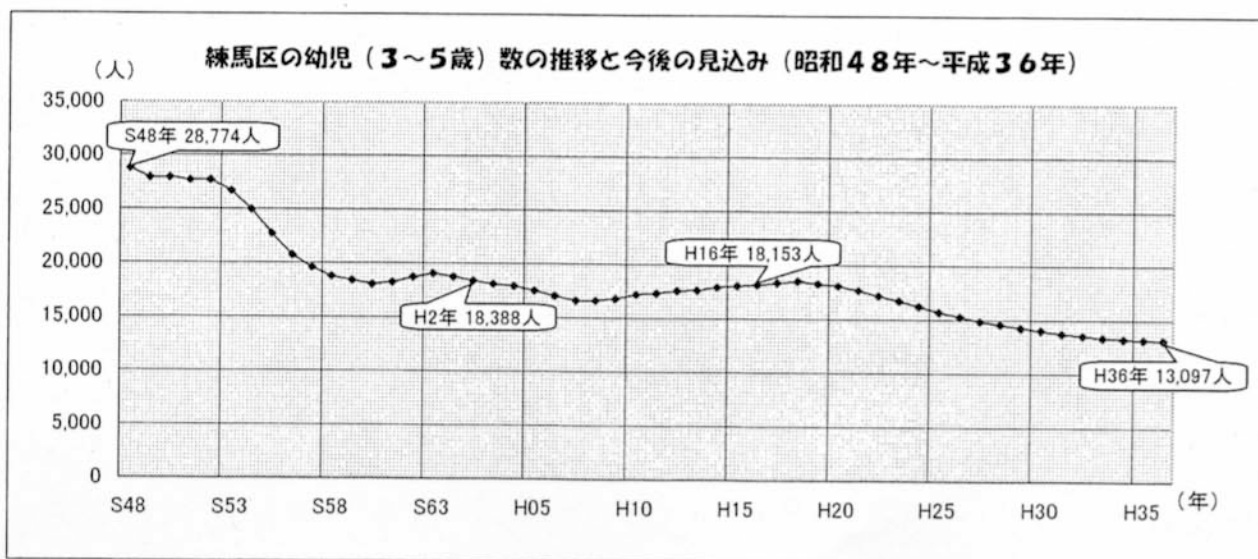
第3章 区立幼稚園

1. 区立幼稚園を取り巻く状況

(1) 幼児人口の減少と今後の見込み

練馬区の幼児（3～5歳）人口は、昭和48年の28,774人をピークに減少し、平成16年は18,153人とピーク時の63.1%となっています。今後、平成18年までは横ばい傾向ですが、平成19年からは減少し、平成36年には13,097人とピーク時の45.5%に推移する見込みです。

区立幼稚園5園のうち4園が設置されている光が丘地区の幼児（3～5歳）人口は、平成2年の2,134人をピークに急激に減少し、平成16年は638人とピーク時の29.9%（練馬区全体の幼児人口では、平成16年は平成2年の98.7%）となっています。光が丘地区の幼児人口は、今後も減少傾向が続き、平成36年には321人とピーク時の15.0%に推移する見込みです。



※ 昭和48年～平成16年は各年1月1日現在の実数

※ 平成17～36年は、練馬区が算出した推計値